

法人税更正処分等取消請求事件について

事案の概要

内国法人である1審原告は、平成27年4月1日から同28年3月31日までの事業年度又は課税事業年度（本件事業年度）の法人税等の申告をしたところ、麴町税務署長から、租税特別措置法（平成29年法律第4号による改正前のもの）（措置法）66条の6第1項により、1審原告に係る特定外国子会社等に当たる2社（本件各子SPC）の課税対象金額に相当する金額が、1審原告の本件事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入されるなどとして、法人税等に係る各増額更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分を受けるとともに、1審原告からの各更正の請求に対して更正をすべき理由がない旨の各通知を受けた。

本件は、1審原告が、1審被告を相手に、①上記各増額更正処分の一部及び②上記各賦課決定処分並びに③上記各通知処分の取消しを求める事案である。

本件各子SPCの事業年度（平成26年12月30日から同27年12月3日まで）の終了の時には、本件各子SPCの発行済株式等は、1審原告の保有する普通株式のみとなったが、上記の本件各子SPCの事業年度の途中に、優先出資証券の償還がされており、上記普通株式に利益が配当されることはなかった。

争点及び原判決（東京高裁）の判断

争点① 上記各増額更正処分及び上記各賦課決定処分の違法性（→違法性あり）

平成29年政令第114号による改正前の租税特別措置法施行令39条の16第1項の解釈としては、課税対象金額の計算に際して乗すべき請求権勘案保有株式等割合は、特定外国子会社等である本件各子SPCの事業年度終了の時の状況により決められるべきであるから、上記規定を適用する限り、1審原告の請求権勘案保有株式等割合は100%となり、課税対象金額が存在することとなる。

しかしながら、1審原告が本件各子SPCから剰余金の配当等を受けること、すなわちその当期純利益に対して1審原告が支配力を有すると評価されるような処理は想定されていなかった以上、本件において、上記規定を形式的に適用することは、措置法66条の6等の趣旨に反するから、課税対象金額は存在しないというべきである。

争点② 上記各通知処分の取消しを求める訴えの利益の有無（→なし）

上記各増額更正処分の取消請求において、上記各更正の請求に係る税額等を超える部分の取消しを求めることが可能であるから、重ねて上記各通知処分の取消しを求める利益はない。

助成金不交付決定処分取消請求事件について

事案の概要

本件は、映画製作会社である上告人が、独立行政法人である被上告人の理事長に対し、「宮本から君へ」と題する劇映画（本件映画）の製作活動につき、助成金（本件助成金）の交付の申請をしたところ（注1）、本件映画には薬物犯罪の有罪判決が確定した者（本件出演者）が出演しているため本件助成金を交付することは公益性の観点から適当でないとして、これを交付しない旨の決定（本件処分）を受けたため（注2）、被上告人を相手に、本件処分の取消しを求める事案である。

（注1）被上告人は、芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とし（独立行政法人日本芸術文化振興会法3条）、この目的を達成するため、一定の公演、展示等の活動等に対し資金の支給等の業務を行うものとされており（同法14条1項）、この業務として、要綱（本件要綱）を定めて本件助成金を交付している。本件要綱によれば、本件助成金の交付を希望する者は、まず交付の要望をし、外部の専門家で構成される委員会（基金運営委員会）によって採択され、交付内定を受けた場合に、交付の申請をすることになる。上告人は、本件映画の製作活動について、交付内定を受けていた。

（注2）独立行政法人日本芸術文化振興会法14条1項1号により被上告人が支給する資金については、同法17条の規定により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるため、本件処分は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たることになる。

原判決及び争点

- ◇ 1審判決は、交付内定の審査における芸術的観点からの専門的知見に基づく判断を尊重する本件要綱の仕組みを踏まえてもなお本件助成金を交付しないことを相当とする合理的理由があるとはいえず、本件処分は裁量権を逸脱濫用した違法なものであるとして、上告人の請求を認容したのに対し、原判決は、本件出演者が主要な出演者として位置付けられていること等に照らし、本件映画に係る本件助成金を交付することにより、国が薬物の使用について寛容であるといったメッセージを発したと観客等に受け取られるおそれがあると評価したとしても、そのような評価が社会通念に照らし著しく妥当性を欠いているとはいえないなどとして、上告人の請求を棄却した。
- ◇ 本件における争点は、本件処分に係る理事長の判断が、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものといえるか否かである。

取立金請求事件について

事案の概要

本件は、建物（本件建物）の根抵当権者であり、物上代位権を行使して賃料債権を差し押さえた上告人が、賃借人である被上告人に対し、当該賃料債権のうち2790万円の支払を求める取立訴訟である。

〔事実関係〕

- ① 被上告人は、所有者（賃貸人）から本件建物を賃借した。
- ② 被上告人は、賃貸人に対し、990万円を貸し付けた（本件被上告人債権1）。
- ③ 賃貸人は、上告人のために、本件建物について根抵当権を設定し、その旨登記した。
- ④ 賃貸人は、被上告人に対し、第三者の債務（計4000万円）を連帯保証した（本件被上告人債権2）。
- ⑤ 賃貸人は、被上告人に対し、10万円を弁済した。
- ⑥ 被上告人は、賃貸人との間で、期限の利益を放棄した弁済期未到来の賃料債務に係る債権（計4980万円）と、本件被上告人債権1及び同2とを相殺する旨の合意（本件相殺合意）をした。
- ⑦ 上告人が根抵当権に基づく物上代位権を行使して①の賃料債権4000万円を差し押さえた。
- ⑧ 被上告人は、上告人に対し、上告人が⑦により差し押さえたと主張する賃料債権のうち本件相殺合意の対象とされていない1210万円を支払った。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、上告人の請求を棄却した。
- ◇ 最高裁における争点は、上告人が物上代位権を行使して差し押さえたと主張する賃料債権（差押え後の期間に対応する賃料債権）のうち、本件相殺合意の対象債権とされた賃料債権について、被上告人が本件相殺合意の効力（当該賃料債権の消滅）を上告人に対抗することができるか否かである。